

新局面を迎えたアメリカのブロードバンド競争

根本 望

21世紀の社会インフラ

ブロードバンドという言葉が耳にするようになって久しい。従来の電話網と比べて文字どおり広い帯域を使い、短時間に大量の情報を交換することができる通信回線を表す言葉として使われ始め、今ではすっかり定着した感がある。

では、どれくらい速いのか。はっきりと決まった数値はないが、アメリカではFCC（連邦通信委員会）により、「利用者から通信事業者、通信事業者から利用者の双方向とも毎秒200キロビットを超える通信速度をサポートする能力」と定義されている。

情報の活用によりワークスタイルやビジネススタイルが大きく変わる21世紀の情報化社会では、情報を交換するための通信インフラの優劣が、国民の生活レベルや産業の競争力に大きくかわる。

このような認識のもと、多くの国が国家的課題として通信インフラの整備に取り組んでいる。アメリカでも古くは「情報スーパーハイウェイ」構想、その後は1996年

通信法で、FCCおよび州通信委員会に対し、全国民にブロードバンド環境を提供する政策を義務づけ、普及を推進している。

後れをとるアメリカ

1996年通信法は、FCCに対してブロードバンドの普及状況を定期的に報告することを義務づけており、2004年9月の4回目の報告では「順調」という判断が下されている。

同報告書によれば、2001年6月から2003年12月までの30カ月でブロードバンド利用者は1400万人強増え、2030万人に達したという。都市以外や低所得者層への普及も進み、通信法の意図するところでもある学校へのブロードバンド導入に至っては、90%を超える導入率になっている。

一般家庭と小規模ビジネス拠点におけるメディア別では、ケーブル回線が84.5%、ADSL（非対称デジタル加入者線）が13.5%で、光ファイバーは1%以下である。この数値から、ケーブルテレビの

普及率の高いアメリカでは、ケーブル回線を中心に普及が進んでいることがうかがえる。

一見順調に見える普及状況だが、同報告書からは別の側面も読み取ることができる。主流となっているケーブル回線によるブロードバンド環境は、通信速度が毎秒数メガビット程度で、価格も月に30～80ドルと決して安くない。

こうした状況は、諸外国と比べて大きく見劣りするわけではないが、ブロードバンドの世帯普及率が70%を超える韓国や、光ファイバーの敷設が進む日本には後れをとっていると見る向きも多い。実際、2003年6月発表のOECD（経済協力開発機構）の統計によれば、人口100人当たりの普及率は2002年12月の世界6位から10位に後退している。

アメリカ以上のペースで進む他国のブロードバンド普及状況を前に、IT（情報技術）業界は危機感を募らせており、同報告書でも一部の委員がFCCの政策を問題視する事態になっている。

難しい舵取り

アメリカがブロードバンド普及に関して他国に後れをとっている原因の1つは広大な国土にある。単純に世帯普及率や人口カバー率を競った場合、広い国土や低い人口密度は、回線敷設の手間や回線提供者側の採算性の面で不利な条件となる。前述のOECDの統計でも、普及率上位には国土が狭く人口密度の高い国が並んでいる。

しかし、同様に国土が広く人口密度も低いカナダは韓国に次ぐ普及率を誇っており、ほかにも原因があると考えるのが自然である。議会からはFCCの政策を批判する声が上がっており、政策面の問題が大きな原因として取り上げられている。

アメリカでは、インターネットの登場以前から、データ通信を法律でいかに取り扱うかに関して議論が行われてきた。その議論の集大成ともいえる1996年通信法では、地域通信サービスへの競争の導入をてこに、国民すべてにブロードバンド環境を行き渡らせることが目標として掲げられた。

事実上地域通信を独占しているベル系地域通信事業者は、長距離通信事業への進出を認められた代わりに、設備開放義務をはじめとする多くの規制を受けることにな

った。一方で、他の通信事業者はベル系地域通信事業者から安く調達した設備を使ったサービスを始めることが可能になり、一気に競争が激化するはずだった。

ところが、この競争は意外な結末を迎えることになった。通信インフラの整備には莫大な費用がかかるため、事業者側から見ると事業の予見性が非常に重要になる。回収の見込めない投資に慎重になったベル系地域通信事業者は、開放義務のある光ファイバー設備への投資を抑制する動きに出た。

そして、DSL（デジタル加入者線）事業に新規参入した新興通信事業者が、ネットバブルの崩壊とともに、過剰投資や事業モデルの失敗によって次々と消滅するに至り、地域通信サービスは競争不全状態に陥ってしまった。

動き出すインフラ投資

1996年通信法の制定以降、法廷を中心に議論が進められてきたブロードバンドをめぐる規制の問題は、2004年になって一応の決着を見た。光ファイバーの開放義務は撤廃され、ベル系地域通信事業者が新たな設備投資に踏み出すための環境が整うことになった。

規制緩和を受け、ベル系地域通信事業者はこぞって光ファイバー

投資を拡大している。ケーブル業界でも、大手事業者が中心になって、さらなる高速化に向けた業界規格の策定を進めている。また、固定通信の迷走をよそに無線インフラは着々と整備が進んでいる。今や、全米各地に存在する無線LAN（ローカルエリアネットワーク）のホットスポットや、固定無線通信の新たな規格として登場したWiMax（ワイマックス）は、ブロードバンド環境の一翼を担うものとして期待されている。

国土の広いアメリカでは、ブロードバンド環境は光ファイバーだけでなく、多様なメディアにより提供されるものだという認識もある。光ファイバーの開放義務撤廃により、競争は新たな局面を迎えたといえよう。今後は、ケーブル会社による電話サービスや、ベル系地域通信事業者によるデジタルテレビ放送など、コンテンツと設備を一緒にしたサービス間の競争が始まる時代になる。

事業者間の激しい競争の先にはブロードバンド競争で先行する韓国や日本の姿が見えてくる。情報世紀の勝者を目指した国家間の競争は、これからが本番である。

根本 望（ねもとのぞむ）

NRIパシフィック上級ITコンサルタント